

声の広報・点字広報・テキスト広報をご存知ですか

視覚に障がいのある人や、文字による情報入手が困難な人への情報提供の取組を紹介します。
身近に目の不自由な人がいらっしゃいましたら、「声の広報」「点字広報」「テキスト広報」についてお伝えください。

- 声の広報：「広報いずも」と「いずも市議会だより」の内容を音声にしたCDをお送りします。
 - 点字広報：点字に訳した冊子をお送りします。
- ご希望の場合は、福祉推進課にお申し込みください。いずれも無料です。
- テキスト広報：「広報いずも」は市のホームページに代読ソフト用のテキストデータとして掲載しています。
「広報いずも テキストデータ」で検索してください。



申込み・おたずね／福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598 メール fukushi@city.izumo.shimane.jp

4月2日～8日は発達障害啓発週間です

発達障がいには、自閉スペクトラム症(自閉症・^{こうはんせい}広汎性発達障害・アスペルガー症候群)、注意欠如・多動症(ADHD)、^{びんきょうがくしゅう}限局性学習症(学習障がい)などがあり、その症状は通常低年齢において発現するものとされます。脳機能の障がいからくるもので、育て方などが原因で起こるものではありません。
早い時期から周囲の理解を得て、適切な支援や環境の調整を行うことが大切です。
心配なことがありましたら、ご本人やご家族のみで抱え込むのではなく、支援機関にご相談ください。

島根県東部発達障害者支援センター ウィッシュ

発達障がいのあるご本人やご家族、または支援者・関係者からの相談を受け、情報提供や助言を行う機関です。診断がなくても相談できます。
詳しくは、ホームページをご覧ください。

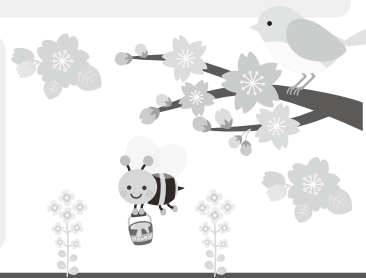
出雲相談室 ☎050-3387-8699
出雲市大津町1139 出雲合同庁舎内1階
【受付時間】平日9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)



ホームページ
はこちら▶

出雲市役所 福祉推進課

- 障がい福祉サービスについて ☎21-6961
- 障がい者手帳、各種手当や医療費制度について ☎21-6959
FAX 21-6598 メール fukushi@city.izumo.shimane.jp
【受付時間】平日8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)



手話をやってみよう!

今月は、「連絡」です。
ぜひやってみてください!

出雲市 YouTube 公式チャンネルで動画も公開していますので検索してください。
「出雲市 YouTube やさしい手話」で



両手の親指と人差し指の輪をつなぎ合わせ、弧を描きながら前に出す



おたずね／福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598

**応援します
いきいきライフ**
令和6年度の国民年金保険料・
学生納付特例制度

令和6年度の国民年金保険料は、**月額16,980円**です。
国民年金保険料を納めることが困難な場合は、申請して認められると保険料の納付が免除・猶予される制度があります。
今回は、学生が対象となる「**学生納付特例制度**」をご紹介します。

対象となる学生

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校など(夜間部・定時制課程・通信制課程の学校も対象)に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が次の式で計算した額以下のとき。

128万円 + 扶養親族の数 × 38万円 + 社会保険料控除額等

※修業年限が1年以上あることが必要です。 ※一部対象外の学校もあります。

対象期間と受付期間

- ① 令和6年4月～令和7年3月 [令和6年4月受付開始]
- ② 申請月から過去2年1か月前までの未納期間(年度ごと) [随時受付]



※令和5年度の承認を受けた方のうち、日本年金機構からハガキ形式の申請書が4月上旬までに届いた方は、必要事項を記入し返送することで令和6年度の申請ができます。
ハガキが届かない方、初めて申請する方は、下記の窓口で申請してください。

手続に必要なもの

- ① 基礎年金番号通知書、年金手帳またはマイナンバーカード
- ② 学生証の写しまたは在学証明書(原本)
- ③ 退職して学生になられた方は、雇用保険の被保険者離職票・受給資格者証・受給資格通知・被保険者資格喪失確認通知書のいずれかの写し

マイナポータルから国民年金手続の電子申請ができます

学生納付特例の手続を電子申請することができます。
まずはマイナポータルの「利用者登録」が必要ですので、マイナポータルのホームページ(<https://myrna.go.jp>)をご覧ください。



承認された期間の年金はどうなるの？

学生納付特例が承認された期間は、年金を受け取るために必要な資格期間には数えられますが、将来受け取る老齢基礎年金額の計算期間には数えられないため、減額となります。

しかし、承認された期間の保険料を、申し出によって10年以内に納めると、納めた期間分は年金額の計算に反映されます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算金が上乗せされます。

手続窓口
おたずね

日本年金機構 出雲年金事務所 (☎24-0045 音声案内②→②)
出雲市役所 保険年金課 (☎21-6982)、各行政センター市民サービス課